

第1回 海岸保全基本計画検討会  
議 事 録

日時：平成26年1月30日（木）

10：00～12：00

場所：徳島県庁10階 大会議室

**1 開 会**

- ・資料確認
- ・委員紹介
- ・県土整備部部長 挨拶

**2 議 事**

**(1) 座長の選出**

- ・委員の互選により、中野委員が座長に選出。
- ・座長挨拶

**(2) 海岸保全計画（素案）の概要**

- ・事務局から海岸保全基本計画の改定（素案）の概要説明。（資料2）

**【座長】**

今、事務局から説明いただいた中で、ご意見をいただければお願いいたします。もちろん（素案）全てについて、ご意見をいただいても結構です。

**【委員】**

資料2のパワーポイントの2ページ目のところに防護・環境・利用というように書かれていますが、今回の改定は防護のところがとても大きくなっている。そうすると、環境とか利用に関してバランスをとるのが今までどおりでは結構難しくなってくるので、ちゃんと考えていかなければいけないと思います。例えば、海岸保全施設の整備の方向性と計画概要が書いてある一番最初のページのところ、讚岐阿波沿岸（素案）でいえば29ページですけれども、「具体的な施設の規模、構造、工法や環境利用面の配慮事項等については詳細な検討を行い、地元説明会等を経て決定する」というように記載されています。ただ、環境への影響ですとか利用とか観光に対する影響が大きいところに対しては、専門の検討委員会を設けるべきだと思いますので、明記したほうがいいと思います。27、28ページの一覧表のところ、「この海岸に関しては検討委員会を設置します」というようなことを明記しておく、環境面について検討の重要性が低いところで悩むことが無いように、表の中にあらかじめ記載しておくことが望ましいと思います。

### 【座長】

貴重なご指摘だと思います。今後、津波防護施設とかが順次整備されていくというのがこの方針の中、計画の中にも記載されています。そうした場合に、従来の施設に比べるとかなり大き目の施設の可能性が当然あるわけで、そうしますと当然、環境配慮を今まで以上にやっていく必要があると思います。環境配慮においてはこれまでも環境配慮指針とかいろいろございましてけれども、アドバイザーに意見を聞きながら進めていくというそういう枠組みはあるものの、一方でその後の研究の進展であるとか、あるいは情報が不足してる部分とかがございます。その部分については専門家に集まっていたら検討会を開いたりすることも必要になってくるかと思えます。

そのあたりいかがですか、何か記述の仕方を考えられるところありますか。

### 【事務局】

委員、座長からいただきましたご意見につきまして、讃岐阿波沿岸の基本計画（素案）で説明させていただきます。委員から、29ページに記載の「環境・利用面の配慮事項等について、地元説明会等を経て決定」とするだけでなく、27・28ページの海岸毎の評価の中に書き込むということにつきましては、事務局で検討させていただきたいと思っております。なお、今回の基本計画の対象期間は、おおむね20年から30年と少し期間が長いので、優先度評価Ⅰの中でも優先度をつけながら整備着手となりますので、具体的に環境・利用の配慮できるものと難しいものがありますので、吟味しながら、記載できるものについては、できるだけ明確にしていきたい。特に、27・28ページで申しますと、「整備配慮項目」に環境面で配慮、利用面で促進、その右側の「整備の方向性」では、環境調和、利用促進としております。海岸毎に特性がございまして、その辺も配慮しながら、この表に記載できるものは明確にしていけたらなと考えています。

### 【座長】

全体的に見れば、多くの海岸で環境調和っていうのが多いですよ。そうすると、多分、環境調和の必要性がある海岸はいずれも検討会を立ち上げなければいけなくなってくる。これは大変ですし、一方で、ご説明いただいたように、あくまでもこれは基本計画ですので、今後の状況に応じて微修正を進めていく。こういう意味からすると、最初から書き込むのはちょっと難しいというのは理解できるところです。是非どこまで記載できるかというのはご検討いただいて、特にこういった考えの中でも今後、問題が起こりそうなところがピックアップできるなら、積極的に記載するような方向性を少し注釈のところなんかで記載できれば、そういう方向でしていただければと思います。

## 【委員】

委員がおっしゃったことは非常に重要だと思います。今後、多くの海岸で事業が必要になってくるかと思っています。その中でもランク1で上げられたものを20年から30年間で着手する。その期間の中で、ランク1の中にも順位がつくってということになりますよね。その順位のつけ方とスケジュールがどういうふうに決まっていくかっていうことも重要だと思いますし、そのステップに応じ、事業と環境・生態系とのコンフリクト（対立）が生じる場所がどこにあるのか。計画の中であらかじめ調査なりコンフリクトを避けるための合意形成などを行う必要がある場所がどこにあるのか、早い段階で見つけ出しておいたほうが良いと思います。それを「専門家の意見」「市民団体の地道な調査」とかを利用させてもらいながら、この計画に沿って次の実施計画、あるいはスケジュール計画を立てていくときに十分な検討を行うべきであると思います。

特に、干潟とか砂浜があるところは、大きな堤防をつくることによる砂浜の消失や、地震による沈下防止のための杭・矢板の施工による湧水の遮断。実は、砂浜にあるアマモは、海岸の地下からの湧水に依存して生活している生き物ですので、湧き出す水を遮断しないような工法をいかに採用するのか。状況に応じた工法をしっかりと検討するような場が必要だと思います。

それから、徳島圏域は、大きく砂浜海岸が卓越する場所と岩礁海岸が卓越する場所に分けられます。そういう中で、空間を階層的に絞り込みながら、しっかりとした方策を立てていく期間を設けていただきたいと思います。

それから、環境・防護・利用の3つの柱が海岸法に入っていますけれども、環境はおざなりになりがち。環境改善のための事業化っていうのがあってもいい気もします。そういう事業は無いのでしょうか。

防御、利用のための事業はするけれども、環境改善、生態系の修復とか保全を行っていくための事業っていうのにはいつも消極的で、そういうところもしっかりと考えていただきたい。サンゴの回復とかはその一つに当たると思います。

すくなくとも、「生物多様性とくしま戦略」の中には干潟等に関してはノーネットロス（代償ミチゲーション）を目指すと明記されていますので、事業を実施するときには、ノーネットロスを実現するような計画をしっかりと立てていただきたいとは思っています。

## 【座長】

2点、ご指摘いただきました。どうしてもやっぱり防護に偏りがちの海岸保全基本計画を、徳島県は特に全国の中でも海岸の環境保全に関しては非常に熱心な県だし、レベルも高い技術を県の方も持っているとは私は認識しているのですが、そういう意味でもそれを全国に発信するという力も持っていると思いますので、是非いい進め方を考えていただきたいなあというふうには期

待しているところです。

ただ一方で、例えばここにこれは検討会を設けるってというような形になると、検討会に参加できるスタッフも実はそんなにたくさんいないっていうこともあって、もしやるとしても今、委員がおっしゃってましたけれども、一つの検討会の中でいろんな議論ができて、いろんな問題があって、その議論を通して技術が着実に進展して、技術者の中にそういう意識が植え込まれていくような課題を持ってるところに委員会なり検討会をつくっていただきたい。その取捨選択っていうか、そこの部分は是非何か別のところで検討いただきたいなとは思いますが、だから、多分この基本計画の中でそこまで記載するとか、あるいは入れ込む必要は実はないので、先ほど実施計画に落とすときについていうお話をされましたけれども、そのあたりもご検討いただいたらというふうに思います。

#### 【委員】

地名がいっぱい出てきて、そこに対してどういう方向で臨むってというのは書いていただいているんですけど、どこかよくわからないので、是非地図に記載していただきたい。地図があれば、大体、海岸の質と目指す方向が僕らも少しは理解しやすくなります。次回で結構ですので、お願いします。

#### 【委員】

私、特に夏場はほとんど海岸にいますし、一年を通して何らかの形で海にかかわっているのですが、海岸利用者というところで申し上げますと、資料2の10ページ、防護面での基本方針（地震・津波）では、「地震、津波に対して住民の生命を守ることを最優先」とあるのですが、この住民だけではなく、やはりその場所にいる利用者の生命を守ることも考えていただきたいと思えます。私たち小松海岸にいますけど、じゃあ津波が来たとなったらそこからどこに逃げるのかといいますと、阿波しらさぎ大橋と言われております。まだ地元の人だったらわかると思えますが、少し離れたところから海岸に来る人もいたりして、避難先はどこだということもあります。今、各地で避難タワーの建設がどんどん進んでおりますが、利用者の命を守るという視点も組み込んでいただきたいということが1つ。それと是非、小松海岸の外来植物の駆除をやりたいと思っています。後で委員にお伺いしたい。相談させてください。

環境保全の面ですが、砂浜がどんどんなくなっていることや、「波」も環境の一つだと思うんです。もちろん、砂浜守ったり、高潮に対応するためにいろんな大きなブロックを沈めたりすることは重要ですが、これによって、「波」がどんどん変わってきてるんです。これだけいろんな形の海岸があっっているいろんな形の波がある中で、そういうところも考えていただきたいと思えます。「波」も環境の一つだと、いろんな海岸の形によって変わってく

る「波」もその特性だということ considering して計画をつくっていただきたいと思います。

### 【座長】

海岸利用者ってということとあわせて観光客全般に関する安全っていうのも住民だけではなくて海岸利用者、あるいは観光客も含めてこの中に入れていただくほうがよろしいかと思います。実際に、そういう調査研究も進められているようで、今日、欠席の委員もずっと海岸利用者の津波啓発をテーマに研究されておりますので、お越しになっていれば、ご意見いただけたのかなと思います。是非、そういった視点についても、検討をお願いしたいと思います。

それから、環境要素として、「波」とか、場合によると「音」とか「匂い」とか、そういうのも実は環境要素の一つだとは思いますが、それをどうやって保全していくのかについては、かなり難しい部分あることと思います。生物だけではなく、そのほかの環境要素、あるいは委員が専門の景観といったような要素も当然含まれてくるのだらうと思います。これをどうやってどこにどう入れるのか難しいですが、少しご検討いただければと思います。

### 【委員】

委員と座長がお話しになられたので少し重複しますが、私は観光の仕事をしております。確かにこの基本計画では、「地域住民の生活と命を守る」、「訪れる観光客に安心して楽しんでいただける」、そういった整備の考え方は計画の中に盛り込まれているかもしれませんが、あえて何点か観光客を迎える視点でお話しさせていただきたいと思います。

1点目は、ルート表示とか案内板表示という項目がございます。このルート表示、案内板表示については、一度、既存のものを再点検をしていただいて、朽ち果てたものはリニューアルをしていただくとか、あるいは新しく新設していただくとか、考えていただきたい。特に、香川県境から高知県境までの間にある2つの国立・国定公園は、今年、両方とも80周年、50周年の節目でございます。ビュースポットもたくさんありますし、利用者にとって楽しんでいただけるスポットもたくさんあるわけですが、今の状況でいうと、案内板表示がまだまだ十分整備されていない。海岸全体の保全計画を進める中でそういったような案内板表示、これも取り組んでいただきたらありがたい。

2点目は、災害発生時の緊急避難ルートであるとか緊急避難場所、地元の方々はある程度、防災訓練等をやりながら把握しているわけですが、一見で来られたお客様にとってはちゃんとした表示がないと、いざ発災したときにどこへどうやって逃げたらいいのか、避難タワーがどこにあるか、わからないと思います。そうした海岸利用者、いわゆる観光客に対し、災害発生時の

情報提供について工夫を凝らしていただいたらありがたいということでございます。

3点目は、保全活動を進める中で、景観回復ということについてもチャレンジしていただけないかと思っております。国立・国定公園内でできることできないことございますが、木が生い茂りそのまんまというところが結構多いんです。昔、本当にきれいだったというところが、木が生い茂って何にも見えないようになっていくところもあります。そういったところも少し手を加えていただける余地がないだろうか。観光客には、すばらしい海岸線だと言ってもらっておりますが、本当に観光客の視点に立ちますと、例えば日和佐にある千羽海崖の一番上に行って、すばらしいなという景観が見えるかっていうと、ほとんど遮られています。だから、本県で売りにしているようなものをより本当に見ていただけるようなことも、大変でしょうけど盛り込んでいただいたらありがたい。

最後に、座長がお話しになられましたけども、本県では海岸保全の活動が本当に盛んで、県南から鳴門エリアまで、いろんな方々がボランティアで美しい景観を維持していただいております。これも、ボランティア等による海岸保全、環境保全を住民運動としてさらに深度化していくというようなものを、この海岸保全基本計画の改定を進めていく中で、一つの要素として住民の皆さんにも参加してこれまで以上にというところを何か提唱、啓蒙していただいたらありがたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

#### 【座長】

観光という観点から案内表示の問題であるとか観光客、あるいは海岸利用者に対する情報提供を高度化することとか、景観の開発といったことについてご指摘いただきました。

一部、どうしても道路事業者の事業になってる部分があって、海岸保全基本計画の中の枠組みからは少し事業展開が難しい部分もございますが、一方では海岸利用者への情報提供は海岸事業でできる内容でございますので、基本計画の中にそういう視点も是非加えていただければ非常にありがたいと思います。

特に、海岸利用者や、海の中にいる方は情報を得るチャンスが非常に少ないので、例えば緊急地震速報、J-A L E R Tのようなものが（小松海岸あるのかどうかちょっとわかりませんが）、発信されると非常にいいと思います。やはり「徳島は防災の点で非常にいいことをやってる」ということで、県外からの観光客を増やすということも、やはり大事な要素だと思います。是非そのあたりは、基本計画に入れられますようお願いいたします。

## 【委員】

漁業・水産の観点から、2点あります。

1点目は、水の中のことが考えられてなく、背後地の利用とか水の上のことだけが言われていますが、護岸等は直接海の中に入り込んでいるものもある。それが水面に及ぼす影とか光の影響、先ほどの「波」に与える影響など、それらを含めて「水産資源の育成」とした言葉が欲しいと思います。水産資源っていうものは、活動っていうそれだけではなくて、川では多自然川づくりというようなものが型が外れて、全ての工事はそれで行うというふうな通達が来てるわけです。もちろん海岸線においても同じだろうと考えるわけですが、見えるような形をお願いしたいっていうのが1つです。

もう1点、これは教えていただきたいことなんですけど、整備対象海岸のうちの対象期間が「今後20年から30年」という何とも曖昧な、普通は何年って区切るわけですが、この「から」というのは何かなど。私の年齢からすると、20年だったら見届けられるけど、30年の場合はだめかなと思ったりするものですから、この「から」は何かっていうのが自分にとっても重要だと思いますのでお伺いしたい。

## 【事務局】

対象期間を「今後20年から30年」としてるのは、海岸線の整備にかなり大きな予算が必要となることや、今後、経済情勢の変化もどうなるかわからないということで、少し幅を持たせてやっていきたいと考えてます。それから、隣接する高知県、香川県との調整の中で、平成19年に香川県が策定した海岸保全基本計画が「今後30年」、一方、高知は「今後20年」ということになっていますので、その間になっております徳島県では、両方併記した形で取り組んでいきたいというように、少し幅を持たせた形で対象期間を示させていただいております。

## 【委員】

わかりました。隣接する県との整合が必要ということもよくわかります。

一方、「ただし自然的とか社会的状況の変化により必要に応じて見直しを行う」とあります。ここでの優先度ランクはあくまでも現状で、またその中で優先度の判断っていう、さらにもう一つ先があると思います。漁港整備の場合、立派ないい漁港ができたなら、実はそこに漁業者がほとんどいないっていうのがございまして、私ども反省してる点としましては、もし今その景観が残ってたら外から人を呼び込めるのに、景観がない余りにそこに人を呼び込めないっていう状況が、これは観光面でもそうですし、いろんな面でそうだと思います。実は、一番大事な資産はそれだったんだっていうことに私個人としては気がついたところなんです。

そういう意味で、ランク1がついている場所に今後の人口動態等を考え、

20年、30年後にどうなるのか、的確に判断しながらランク1の中からさらに選定するときは決めていただきたい。強い姿勢でリーダーシップを県に発揮していただきたいと思います。決めてしまつてランク1つていうのが出てしまうと、それを期間内に確実にやるのかというイメージも強くなります。

#### 【事務局】

海岸保全基本計画改定（素案）では、対象期間内において、主に防護の視点からどこを整備していくのかを、地図上に赤で示したものであり、優先度の評価では、背後地の状況と、防護面の重要性、緊急性から総合的判断してランク1、ランク2、あるいは対象外を区分している。海岸保全基本計画における整備箇所については、優先度が高く、守るべきものがあるランク1を入れさせていただいています。また、委員からご質問いただいたとおり、対象期間が長いため、ランク1の中でも緊急性が高い地区や、特に重要性が高い地区があります。今後、ランク1の中で順位づけをして順次整備していく場所、区間を決めていきたいと考えています。

#### 【座長】

先ほどの委員からのお話で1点教えていただきたいことがあります。この計画の中には例えば藻場つていうのは保全つていう対象に上げられていて、ところどころの地図の中にもここの藻場を保全するという場所が指定されています。もちろん藻場は水産資源をつかさどる大事な要素ですけど、そのほかに水産資源という観点から注目すべき事項とかがあれば教えていただきたい。まだ抜けてるのはどんなのがあるのでしょうか。

#### 【委員】

具体的には、例えば護岸一つにしても、水面下の部分についてはできるだけ生物がすみやすいような、それ自体を利用できるものつていうのはたくさんあります。例えば、県南であればイセエビのようなものもありますし、護岸に小さな穴があるだけでたくさんすめるようなものがあったり、構造上の簡単な問題みたいなものもあります。それから、徳島では余りやられてないわけですけど、上に出ている部分がコンクリートの色そのままだと海中の中が明るくなり過ぎるため、少し色を変え暗くするとか、そういう工夫をされるようなところもあります。効果のほどは別として、単純にコンクリートの護岸だけにしても、そういうできることはあると思います。その下に入れるマウンドの部分にしても、どういうものを使うかによって随分違うわけです。

#### 【座長】

基本計画として盛り込むのはちょっと難しいと思いますが、配慮項目とし



て解説の中にこのような配慮も必要であるようなところがもし記載できるところがあれば、是非ご検討いただけたらと思います。もしそれで代表的な事例があれば、ここで海岸の地図の中にこういう事例があつてというように少し例が入れられれば、参考にできるのかなあというふうに思います。

#### 【委員】

先ほどのお話で委員の話とも関連するんですけども、余り細かい話は計画の中には入れられないということがあつて、私が最初に言った検討の重要度に関しても全部一個一個入れるのは今の段階では難しいんじゃないかという話がありましたが、例えば地元説明会等を経て決定するっていう今書いてある言葉だけではなくて、一個一個に対してどれぐらいのレベルで検討するのかというように重要度を入れるのは難しいにしても、環境とか利用とか先ほどの藻場であるとか、海中の利用に関する産業から見た重要度なんかも配慮しながら検討の仕組みを考えるとというような言葉としては入れておいたほうがいいのではないかと。そのときに、検討の仕組みにどういうものがあるのかっていうのを具体例を示したりして、専門家のアドバイスを聞くとか検討委員会を立ち上げるとかいろんなレベルがあると思いますので、そういうことも書いて、そのときに、検討の体制を決めるときにどういうことを鑑みて決めるのかっていうこともちゃんと明記しておくということは計画の中でもできるんじゃないかと思いました。

#### 【事務局】

事業実施に際しては、環境アドバイザー制度があり必要に応じて専門の先生にご意見をお伺いしておりますので、そういったことは記述できると思います。基本計画では、整備の方向性として海岸のタイプとして環境調和、環境重視と区分していることから、そのあたりで判断できると考えております。

#### 【委員】

環境重視の中身が重要だと思うんですけど、委員の話の中で外来種対策っていうのがありました。小松海岸のナルトサワギクのことをおっしゃっているものだと思いますし、シナダレスズメガヤもあるのかもしれませんが。特にナルトサワギクについては、今、市民団体が主催している市民調査で、徳島県のどこに分布しているのか大枠がわかってます。それはある意味、ボトムアップ型の協働で外来種リスクについてを明らかにしながら次の対策をみんなで作ろうというところまで進んでいます。鳴門から阿南までの砂浜海岸では、ほぼ特定外来種のナルトサワギクが入っており、法的には駆除すべしということになってるものです。今後どのように駆除していくかということが、海岸保全基本計画の中に記載されていてもいいのかなとは思いますが、もちろん、行政だけではできないと思いますが、じゃあそれを全部ボランティア、

市民に任せるよってというのはそれは無責任過ぎると思いますので、どういふふうな協働のあり方があるのかっていうことを検討する場をつくっていただいて考えたらいいかとは思っています。

それと、海岸における松林は、緑の防御堤の一つになると思いますが、新たに造成することはなかなか困難かと思えます。例えば小松海岸の松林は結構貧相で荒れている。あるいは阿南の北の脇海岸の松林では、遷移が進んでいて暗いやぶ状態になっているところもありますので、緑そのものを増やすというよりは松林の質の回復とか、低木、中身を伐採し、松林の若返りができるような仕掛けをしながら白砂青松の景観を取り戻していくっていうことが一つの方針にあってもいいのかなと思えます。小松島、あるいは阿南に至る海岸の松林はニセアカシア等が入っていることにより、急速に劣化していますので、ふるさとの海岸を新しくつくるといふよりは、どう再生するのかを考えることにより、見た目にも景観的にもすぐれた海岸にしていくという方針は是非検討いただきたいと思えます。

もう一点だけ、観光客の避難というのは、地域の方々も声をかけて一緒に逃げられるような社会の仕組みづくりも必要と感じました。

#### 【座長】

いずれもどこまで基本計画に記載できるかは別としても、メッセージを加えていただける範囲でお願いしたいと思えます。

#### 【委員】

海岸林と外来種対策は、この保全計画には入れられないんですか。

#### 【委員】

多分、小松海岸の海岸防災林は、風致地区になってるので、海岸保全区域ではないです。だから海岸保全基本計画の対象範囲が海岸区域に限定されるのであればそういう話は難しく構造物で防護していくしかないんですけど、委員のおっしゃるように林を使って防御機能を高めるといふことも含めて考え、市町村と連携し進めるといふことを基本計画に記載したらいいのかなというふうに思えます。

#### 【座長】

海岸法の枠組みだけでいくとなかなか厳しいところがあって、委員もなかなか意見が言いづらいところがあるというように思いました。ただこれは基本方針の一つですので、こうあるべきだっというのは当然記載していいと思えます。県の方針として、今後、海岸をどうしていくのかというメッセージの範囲で記載していただきたいと思えます。

## 【委員】

今日の一番大きな議題「徳島県の海岸保全基本計画の改定」ですが、この中身は当然、南海トラフを想定し、どういう防護策をとっていかということの方がまず一番のテーマだと思います。先般、報道番組を見てましたら、キャスターと宮城県の村井知事との対談の中で、9メートルの大きな防潮堤を、漁村につくるということが取り上げられていました。漁村の方々の意見と行政の意見が真っ向から対立していました。漁村の方々は、9メートルもの防潮堤をつくってしまえば、恐らくこの漁村に人が住まなくなるだろう、つくって全く意味がないことはないにしろ、かなり反対の意見が住民から上がってきているということでした。対して、行政側は「あくまでも1人の人命も失いたくない」という思いでやっていくということで、住民と真っ向から意見が対立しておりました。私は、両方の気持ちが、テレビ見ててわかり過ぎるぐらいわかる。

これらの調整をどうとっていくのかと考えたときに、東日本の大震災からもう2年数カ月たって、いまだに高い防潮堤の話ばかりとなっており、実際には防潮堤の高さじゃなくて、何か工夫をすることによって波を抑える方法と違って無いのでしょうか。

## 【事務局】

専門分野の委員もいらっしゃり詳しいと思いますが、確かに高さについては、海岸保全施設の整備の根拠となる「設計津波水位」というのを出しております。それから、海岸保全施設だけで防ぐということになりますと東日本でありますように非常に高いものができて、地元住民の方の利便性とか、景観とか等に支障があり、せめぎ合いがあって決まらないという場合もあります。その対策としていろいろありますが、例えば、先ほど委員のからありました「緑の防潮堤」が国から案が出ています。防潮堤だけで守るのではなく、例えば背後地に松林があれば、その松林を少し高く盛って木を植えることにより2段で防護するという考え方もあります。

また、釜石の湾口防波堤のように、津波で倒壊しましたが、「津波高さを軽減した」とか、あるいは「避難時間を稼ぐための時間的な余裕が発生した」とか、一定の効果を発揮した。そういう海側の工夫によっても多くの命を守れたという事例もありますので、今回、徳島県がこれからやる海岸保全の考え方の中でも防潮堤だけで守り切るというのではなく、連携を図りながら守るということは当然出てこようかなと思ってます。あくまでも海岸保全基本計画でございますので、我々が海岸管理者としてできる範囲のことを書かせていただいておりますけども、今後、事業実施にあたりまして、関係機関との連携であるとか住民の意見を聞きながら詳細な検討をして進めていくということになります。

## 【委員】

実は、私も釣りが好きで、宍喰へ実はよく行く。宍喰では、津波高さが高いことはもちろん、地震発生から津波の到達時間っていうのが非常に短い。住民の方々が避難タワーの件について話をされよるのを聞いていますと、意見が真っ二つに割れてます。当然、避難タワーをつくれれば助かるじゃないかっていう意見と、十何メートルも来る津波に対応できる避難タワーにお年寄りがたった5分で上がれるのかという意見とがあります。「何ぞほかにもっと考えれんのか。とにかくタワーつくりゃあ助かると思うたらとんでもない。」かなりその方は顔を真っ赤にして議論をされておりました。そんな話を聞くと、なるほどやはり片一方ではできるだけ到達時間を遅らせる方法っていうのも非常に大事だし、避難するだけの時間の確保をする対策っていうのも大事。そして高齢化した地域ではお年寄りがまず助かるための方策を考える。今、県からは、約500メートル歩いた高い高台に避難するというものですけれども、お年寄りはずまずそこへ行くまでに息が切れてしまうという話もございます。

こういう地域は恐らくいろんなところにあると思います。そして、ニュースキャスターと村井知事との話の中であるように、余り高い建物、防潮堤を建ててしまうと、今度はそこに人が住めなくなる。自然を壊す。景観を壊す。このあたりの調整をどうしていくのかっていうのも、これから非常に大事なことだろうと思います。委員さん言われるように20年から30年っていう計画は、今、何十兆円も一発に徳島に予算があるなら、あっという間につくるでしょうけど、全国的に抱えた問題ですから、やはり20年から30年っていうスパンのものを考えざるを得なく、緊急性を要するところから手を入れていく。納得してもらって、津波の被害が少ないところは遅らせる。そして、計画を立てれば、その地域の住民の方とどれだけのコンセンサスを得るかっていうことが、今後進めていく中で一番大事なことだろうと思います。環境の問題言われる方、景観の問題言われる方、それと長い経験をお持ちのお年寄りに聞けば、「ほんなもんで防げるか」っていう意見も出てくるかもしれません。このあたりこれから進めていく中で大事なんじゃないか。

私、特にこの南海トラフの地震については非常に関心を持っています。実は、東日本大震災が起きたすぐ後に、日商の会議がありました。そのときに大船渡の会頭さんが被災地の代表として3人来られており、津波の状況を話されました。「海は漁師に恵みを与えてくれた。しかしながら」って言ったっきり声が出なくなり、資料にぽとぽと涙が落ちました。それを見たときは、何とも言えない気持ちになりました。そして、約5分ぐらい物が言えずにやっと言い出したのは、「漁師の命を奪ったその海に我々は向かっていきます、これから立ち向かいます」という話をされたとき、やはり人の気持ちっていうのは、どんな被害に遭おうと頑張っていこうという意欲、意思は強い。行政が地域の人のためにできることは何なのかっていうことを考えれば、進んで

そこで生活ができることと、人の命を守ることとの整合性をきちんととること。私はこういう対策っていうのはできないんだろうなあっていう実は気持ちを持っております。確かに、大事なものもあります。人の命、環境、それにいわゆる観光につなげる景観の問題、これも非常に大事とは思いますが、ひとつそこんところをしっかりと踏まえながら対策をとってもらいたいと思います。

### 【座長】

この基本計画は、ご指摘いただいたように、特に南海トラフ地震対策、津波対策が必要になって改定をしたということでございますので、委員のご指摘のような対応できるような形で進めていただけるものと期待しております。

### 【委員】

全体を聞かせてもらいまして、皆さんがおっしゃることは当を得て的を射た話だろうと思いました。ちょっとそのためにもこの資料の2の一番最初の「海岸保全基本計画の概要」っていうのがありますが、そもそもこの海岸法っていうのができたのは津波、高潮、波浪等による海岸災害から防御するというのでできたわけです。しかし、時代の変遷とともに、日本が発展する一方では海岸侵食、私も沖洲の近くで育ってますから、沖洲の海岸、それから沖洲から津田のほうへ泳いで行って海岸で遊んだものですが、しかし現実には海岸侵食が進行しまして、そういったこともできなくなったという現状が日本各地で見られるようになりました。そのような状況で海岸法が改正されて、皆さんご指摘のありました海岸の防御っていうこと、海岸を防御したいと、しかし今まで本当に美しい景観を持つ海岸も日本の経済発展に伴いその多くが埋め立てられて何とかしろという環境問題が出てきたわけです。すなわち、防災と、環境と、それと利用、この3つを総合的にとったような海岸の管理制度っていうか、それやるっていうことで海岸法が改正されたわけです。この間に阪神・淡路大震災が起きたり、その後も日本各地で大きな地震災害も発生、諸外国でも座長と一緒に現地調査に行ったインド洋大津波がや東日本大震災時の津波ということで、海岸保全基本計画もこういう防災、環境等々の見直しの必要もあるわけなんですけれども、そうはいえ大災害が起こったとしても、この環境ってものも守っていかなきゃいけない。

一方では、委員が言われたとおり、最早これ以上こんなもん本当に施設で守れるのという考えが出てきてるわけです。しかし、これは実を言えば、昔からっていうか、海岸災害に関する基本的考え方、その防御方法って、こういう巨大地震、巨大津波のようなものに対しては、まずこれを「施設で守る」っていうのが1つ。しかし、海岸堤防・護岸などの施設だけでは先ほど言われたように必ずしも守れないですね、それをオーバーフロー（越流・越波）

するものだってあるということで、だからいろいろ多角的に施設だけで守るだけでなくして、いろいろな「防災計画」の中で守っていこうとする。それでもダメな場合は「逃げる（避難する）」っていう、これは3段階なんですよ。ですから、全て施設で守ろうっていうのはこれには無理があると。それはまた大きなものをつくりますと、一方では環境にとってはマイナスの面が出てくると。でも、先ほどおっしゃったように、釜石の防波堤は一部壊れながらも津波の浸入する時間を遅らせたし、逃げる時間が稼げたわけです。昔から防災対策の基本は、「施設で守り」、そういう「地域防災計画で守り」、「逃げる」っていう順番立ててやらなければいけないんです。その中でこのことを考えた基本計画をこれからやっていこうとしたわけで、それにはここで書かれてるようにL1津波、L2津波とかいうことでこれまではやらなければいけませんねっていうことが示されています。しかし、最終的には人的被害を最小化するためには逃げないけないということも。

「逃げる」っていうのはどういうことか？これ平成5年の北海道南西沖地震津波の後から巨大津波に対する「津波防災」の考え方変わったんです。まず、「施設で守りましょう」と。しかし、施設だけでは守れませんよと。それじゃあ、「災害に強いまちづくりをしましょう」と。その一つは、例えば堤防はオーバーフロー（越流や越波）するかもわからないけれども、そのまちづくりの中で例えば堤防の背後に「頑強な公共構造物とか、あるいは漁村であれば漁協の施設とか、そういったものを建てる」ことによってオーバーフローしても津波の勢いをそぐことはできるわけです。そうしますと、それよりも後ろの施設も守られるし、逃げる時間も稼ぐことができるはずである。公的には、こうした防災対策を立てることが必要であり、とはいえ「まちづくり」はすぐできるわけではないので、各住民にとっては早く「逃げろ」ということになる。だから、今言われていることは、何ら新しい考え方ではなく東日本大震災が起こる前からそういった考え方はあったわけです。

なおかつ、そういったことがありますけれども、そうはいうもののやはり今の時代ですから、人間だけでなくあらゆる生態系も含め、これは一般の環境ですので、そういったことを守っていこうという委員の皆様の考え方が重要であるわけです。

そういう見方からすれば、私はよくできてるなあと思うんです。だから、これをいかにそれぞれの立場で防災と環境とが守れるようなことを具体的に、徳島県では知事さんが先頭になって、例えば由岐、ああいっただような低地のところで津波に襲われるようなところは土地の利用の考え、土地利用面からこの逃げられるような新しい法っていうか、つくりましょうということもやってるわけです。ですから、これは決して1つだけではダメなんです。ということからいきますと、これはうたい文句かもわかりませんが、これが問われるのはこれが実施されたときにそういった方向に持っていけるかという、この姿勢が皆様に問われているんだろうと思います。ちょっと大き

くなり過ぎましたけれども、そういったことを今日の会議で感じました。

**【座長】**

今、委員のからご指摘いただいた最後のところ、津波警戒区域、あるいは特別警戒区域の指定がされていく予定だろうと思うのですが、そのあたりの海岸保全基本計画との関連ってというのはどのように考えられているのでしょうか。

**【事務局】**

津波警戒区域（イエローゾーン）とか、特別警戒区域（レッドゾーン）については、現在、危機管理部で検討しております。今回の海岸基本計画との関係ですが、基本的な人の命をいかに守るかという方向性は同じです。ただ、今回お示しさせていただきましたのは、まず人の命を守るためどこの海岸でどんなものをつくるかという箇所づけをさせていただく。それをどんな形の高さ、あるいは構造にしていくのかということと、その背後地の土地利用をどうしていくのかっていうことは、今後、整合性をとらなければならないと考えております。各箇所で事業実施の前段階におきまして、危機管理部局、あるいは環境部局、市町村の意見を聞いて連携をとりながら整合性をとって進めていきたいと考えています。

**【座長】**

今のご説明ですと、海岸保全基本計画は今年度末に一応案ができる。イエローゾーンとかの指定は恐らく来年度以降になるので、それに関しては海岸保全基本計画とは別に実施段階で配慮していくと、そういう考えだということではよろしいんですね。

**【事務局】**

はい、それで結構でございます。

**【座長】**

それに関して、何か改定が必要になるとかいうことは考えてないということではよろしいんですか。

**【事務局】**

はい。イエローゾーンの指定等をした後で、海岸保全基本計画との整合性を図る必要が生じた場合には改定を行う。現在それを前提にどうするという予定はございません。

### 【委員】

先ほどの「緑の防潮堤」の話で、例えば盛り土をしてさらに木を植えていくっていう話もありましたけど、あれは仙台では大ひんしゅくを買ってるわけですよ。さらに、連携していくっていうこともおっしゃってましたけど、仙台では国交省と林野庁が全く連携してないこと自体が問題で、いかに連携の仕組みって、背景も違うところと、でも一つの海岸を守って国土を守っていくときのあり方について、しっかりと基本計画とか基本理念を含めて話し合えるような場づくりってというのは必ず必要だと思います。その後の土地利用とか、海岸の使い方も含めたトータルな計画、方針の中でこの海岸保全基本計画も生かされるべきであると思います。松林も生かされるべきであると思うんです。基本計画には書けないと思いますが、もう少し大きなランドデザインをしっかりと描いていただけるような場を、それが連携を強化していくっていう文言に代表された内容であろうと思うんです。もう少し大きなランドデザインそのものをみんなが理解できる形、パーツではなくて、それを是非実現していただきたいと思います。

### 【座長】

ご意見、反映できるようにご検討ください。

### 【委員】

今の委員、委員のお話を受けての感想の部分もありますが、先日、室戸青少年自然の家に依頼があって行ってきました。室戸では、本当に大きな津波に向かっていくためにはいろんな建築物とかで全て防げない。じゃあ、どうしていくかっていうと、防災教育をしていくんだと。しかも、海を使った防災教育をしていくことで津波に強い子供たちを育てていきたいという話で、新しいプログラムについて、今、話しているところです。施設では、どういうふうな防災対策が進んでいるんだっていう話を聞いたところ、地下を掘るっていう、こういうのがあるらしいです。もう高台なんてないから、山しかないから、じゃあ年寄りはどこに逃げるんだっていうと、下に潜っていくというような計画、何か地下を利用するとか、あとシェルター配備してたりするところもあると。本当いろんな考え方があったんだと、人の知恵ってすごいなあと思うながら聞いてたんですけども、さっき委員の大船渡の方のお話を聞いて思ったのが、やはり日ごろから海に近く、海を感じている人であるからこそ、そういうふうなこれから向かっていくんだっていう気持ちが生まれたと思うんです。現在、徳島で普通に生活してる人たちにとって、すごく海が遠いと感じてます。やはり近くにあったらそれに対しての心構えもできるし、もし何か万が一、津波被害を受けたときに海に対しての恨みつらみだけじゃなくて、さらに向かっていこうっていう気持ちを起こすためにも、やっぱり利用促進が非常に大切だと思ってます。



この利用促進が、海岸保全基本計画にどういった形で、具体的なところが余らないように感じてます。いろんな利用の仕方ってあると思うんですが、ただのお散歩だったり釣りだったり。徳島は、釣り人が多く、サーフィンだったりとか、いろんな利用の仕方があると思います。そういうニーズに合わせた整備の仕方をしてほしいと思います。あと促進するためには、交通の整備、それから駐車場の整備、意外と見落とされがちなシャワーとかトイレとかそういうあたり前の設備をきちっとしていただくことで、もっともっと住民の方も初めて海に近くなる生活ができるのではないかと考えてます。湘南でもライフガードしていますが、湘南は海が非常に近い。最近、防災タワーも建ちました。そういう場所で生活している人は、やはり防災に対しての意識も基本的に高いです。常に海が見えるところにいるので、ここで何かあったらすぐに自分たちはこうするんだっていう気持ちが常にあります。そういう意味でも、利用促進っていうのはもっと積極的にしていただけたらなと思います。

#### 【座長】

ほかにもしなければ、今後の進め方について説明をしていただいて、ご意見いただければと思います。

### （３）その他

#### 【事務局】

それでは、今後の進め方について説明させていただきます。

本日、1月30日、学識経験を有する者の意見をということで、当検討会で意見聴取をさせていただいております。今後ですが、2月上旬から3月上旬、約1カ月間パブリックコメントを実施したいと考えております。同時に、隣接県や関係市町の意見を聞くように考えております。それら意見を踏まえて現在の素案を修正いたしまして、3月の中旬に当検討会を開催させていただき、その後、隣接県、関係市町の意見を聞いて、年度内には新たな海岸保全基本計画をつくりたいと考えております。

#### 【座長】

この後、パブリックコメントの実施ということを経て、あと関係市町からの意見聴取も含めて、最終的には3月中旬にもう一度、検討会を開催して議論させていただくということで、そういうスケジュールで進めていきたいということです。

スケジュールに関しては、委員全員ご了承いただけたと考えさせていただきます。

この会議の後に気づいたところがありましたら、事務局ご連絡いただければよろしいですか。

それでは、本日の議事、これで終わります。

### **3 閉 会**

- ・ 農林水産部農林整備振興局長 挨拶